

なかす だより

vol.
12
2025.July

GIFUCITY
SAGIYAMA NAKASU
LAND READJUSTMENT
ASSOCIATION

R7.5月撮影

ごあいさつ

霖雨の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は当事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和6年度は前年度より引き続き、工事や移転補償を進めてまいりました。地区内には新しい道路が整備されてきており、随分景色が変わってきたと大変嬉しく思っております。総代の皆様をはじめ組合員の皆様には、日頃より工事による交通規制等や移転補償に多大なるご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

また、地区内においては、岐阜市様施工による新しい鷺山公民館及び子ども館が完成を迎え、開所されたことにより、利便性も高くなり、大変賑やかになったと感じております。

令和7年度においては、工事や移転補償をメインに進めるとともに、保留地の処分を予定しております。今後も役員一同一層の努力をしてまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

INDEX

第13回総代会について

保留地処分について

事業の進捗状況について

使用収益開始に関する規約について

第13回総代会について

開催日時:令和7年3月24日(日)19:00~

開催場所:ぎふ農業協同組合鷺山支店

出席者:13名(うち書面議決者2名)

※総代総数15名

議案第1号:令和6年度事業費繰越について

議案第2号:令和7年度事業費収入支出予算について

令和6年度事業費繰越について

(単位:円)

款	繰越額	繰越工事及び業務
工事費	16,000,000	①令和6年度都市計画道路築造及び 区画道路舗装等工事
補償費	149,900,000	①建物移転補償6件 ②支障移転(上・下水道管、ガス管)
調査設計費	12,500,000	①直接施行実施計画書作成業務 ②設計管理監督業務
負担金	12,000,000	①上水道管新設
合計	190,400,000	

左記の工事及び業務は、令和6年度から令和7年度にかけて実施する事業として、令和7年度へ予算を繰越しました。

令和7年度事業費収入支出予算について

(単位:千円)

収入		支出	
款	予算額	款	予算額
1. 借入金	254,980	1. 工事費	327,000
2. 補助金	432,000	2. 補償費	202,500
3. 保留地処分金	100,000	3. 調査設計費	137,300
4. 雑入	20	4. 負担金	3,000
5. 繰越金	0	5. 会議費	370
		6. 事務所費	11,530
		7. 償還費	103,200
		8. 管理費	100
		9. 雑支出	200
		10. 予備費	1,800
合計	787,000	合計	787,000

令和7年度は、前年度より引続き工事と移転補償を中心に進めてまいります。

また、調査設計費として、今年度移転補償対象物件の再積算業務や、都市計画道路鷺山下土居線の北エリアにおける埋蔵文化財発掘調査を行います。

保留地処分について

今年度より、保留地の一般販売を開始します。第1期販売箇所として、右記箇所図の黄色で着色している箇所の保留地を下記の方法にて販売します。

販売方法:抽選による販売

抽選日:令和7年7月5日(土)

10時00分~

お問合先:組合事務局

※ 保留地販売については、3月下旬より情報を公開し、6月2日付で公告しています。詳細は、組合事務局にお問い合わせください。

保留地箇所図

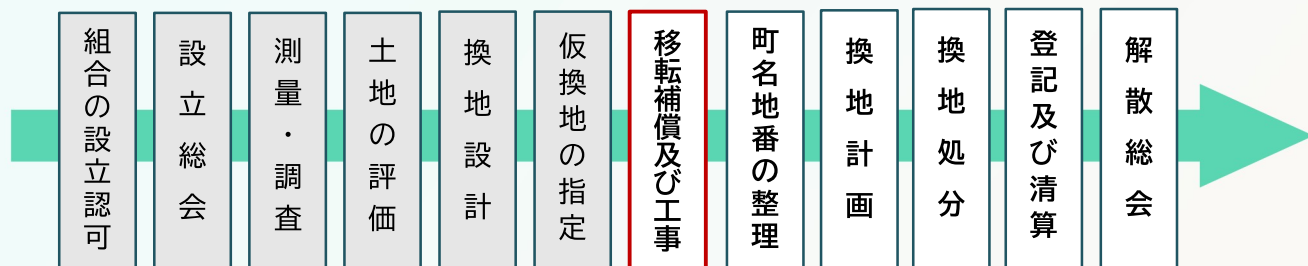


事業の進捗状況について

令和6年度に実施した工事は、前年度より繰り越した水路の工事が完成したほか、区画道路の施工と仮換地等の整地を行いました。

また、岐阜市施工による鷺山公民館・子ども館が完成し、令和7年4月より開所し、毎日地域住民の皆様が利用され、大変賑わっています。

移転補償については、前年度から引き続き、令和6年3月末時点で全66件中、44件を執行しました。



移転補償の進捗状況について



令和6年度末執行状況
(累計)

50件/全61件中

(令和7年3月末時点)

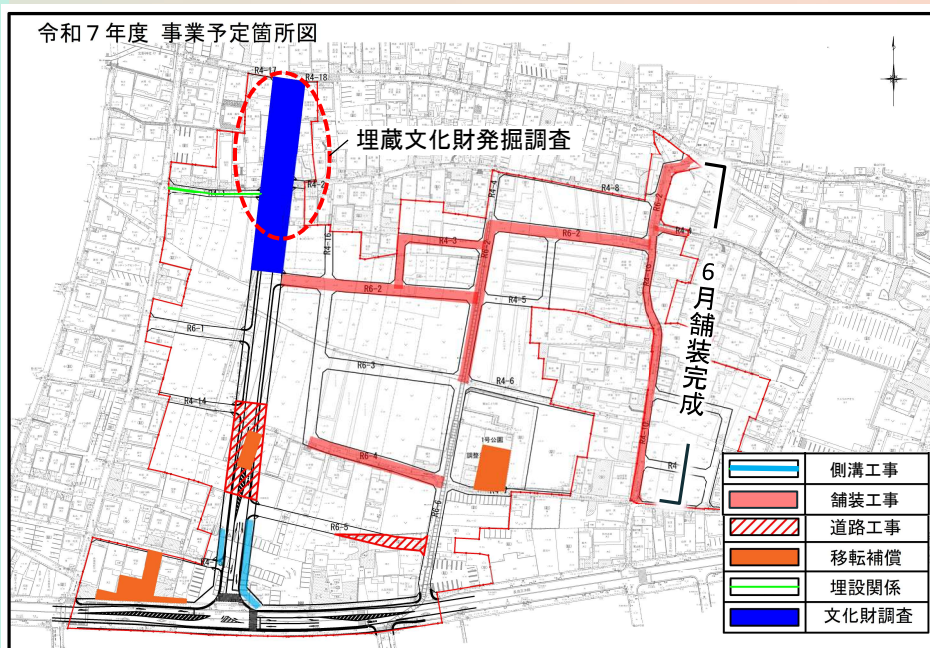
令和6年度は、9件の建物と16件の工作物等の移転補償を実施しました。対象の所有者様にはご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございました。

令和7年度移転補償対象の所有者様には、8～9月以降に移転補償の契約や手続き等についてご説明をさせていただきます予定です。時期が近付きましたら、事前にご連絡をさせていただきますので、ご多忙のところ大変恐れ入りますが、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和7年度は、右記着色箇所のとおり、都市計画道路と区画道路を施工します。また、過年度より引き続き建物等の移転補償を進めます。

そのほか、鷺山下土居線北エリアの埋蔵文化財発掘調査や、保留地及び仮換地の整地や事業の支障となる上下水道管、電柱、ガス管等の移設工事を実施予定です。

地域住民の皆様には、継続して通行規制等のご迷惑をおかけすることとなり、大変申し訳ございませんが、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。



使用収益開始に関する規約について

第63回役員会(令和7年6月16日開催)にて、当組合の使用収益開始に関する規約の内容を、下記のとおり変更することで決定しました。

改定した規約については、別紙「岐阜市鷺山中洙土地区画整理組合 使用収益に関する規約」をご確認ください。また、同規約は(公社)岐阜県都市整備協会のホームページ(各種申請書)からもダウンロード可能です。

岐阜市鷺山中洙土地区画整理組合 使用収益開始に関する規約 (変更)

1. 岐阜市鷺山中洙土地区画整理組合における、土地区画整理法第99条第2項に基づく仮換地の使用収益開始は、この規約によるものとする。
2. 使用収益を開始できる仮換地は一筆単位とする。
3. 使用収益を開始出来る条件は、次の各号に該当し、理事会の承認を得た場合とする。
~~1) 地区全体の道路築造及び整地が完成し、すべての保留地において処分完了の目途が立った場合~~
 - 1) 街区単位で、全ての宅地の造成と前面道路の整備が完成した場合。ただし、街区全体の造成と道路整備が完成していない場合においては、理事会に要望書を提出し、認められた場合。
 - 2) 土地区画整理事業により建物等が支障となり、移転補償に伴う建築行為を行う場合
 - 3) 仮換地指定時から所有する仮換地において、公共施設の建築行為及び自ら若しくは親族の住居を目的とした建築行為を行う場合(仮換地指定後に購入した仮換地については使用収益開始の対象外となります)
 - 4) 3)によらない場合においても、保留地(200㎡以上)を購入し、その保留地と一体的な土地利用による住居を目的とした建築行為を行う場合
4. 3. 1)及び2)による場合を除き、仮換地の使用収益開始を希望する場合は、理事会に要望書を提出し、開始について諮るものとする。
5. 理事会において、仮換地の使用収益開始が必要であると認めた場合は、速やかに仮換地の使用収益開始通知書により通知するものとする。ただし、道路工事等の状況により条件を付すことが出来る。
6. この規約のほか、必要な事項については、理事会の意見を聞いて理事長が定めるものとする。

附 則

この規約は、令和4年10月26日から施行する。

この規約は、令和7年●月●日から施行する。



お問い合わせ先

〒500-8384岐阜市藪田南5丁目14番12号

公益社団法人岐阜県都市整備協会内 岐阜県シンクタンク庁舎5階

岐阜市鷺山中洙土地区画整理組合事務局

TEL(058)274-0080 FAX(058)274-2772

令和7年7月発行

Follow us



公式
Instagram

